

○名寄市立大学キャリア支援センター規程

平成 24 年 2 月 8 日

改正 平成 30 年 6 月 6 日

(設置)

第 1 条 名寄市立大学（以下「本学」という。）に名寄市立大学キャリア支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 センターは、本学の学生に対し、キャリア形成及び就職活動への支援を行い、生涯を通じた持続的な就業力の育成に資することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

(1) キャリア形成支援

- ア キャリア形成に関する事業実施計画の企画及び立案
- イ キャリア形成プログラムの開発、企画、実施、及び評価
- ウ キャリア形成に関する指導及び相談
- エ キャリア形成に関する調査及び研究
- オ その他、キャリア支援に必要な業務

(2) 就職進路支援

- ア 就職進路支援に関する実施計画の企画及び立案
- イ 就職進路に関するプログラム等の企画、実施及び評価
- ウ 就職進路に関する指導及び相談
- エ 就職進路先の開拓及び情報提供
- オ 就職進路に関する調査及び研究
- カ その他、就職進路支援に必要な業務

(組織)

第 4 条 センターは、センター長、委員及び必要な専門職員をもって組織する。

2 センター長は、本学教員の中から教授会の議を経て、学長が委嘱する。

3 委員は、第 8 条第 1 項に掲げる就職進路委員会の長をもって充てる。

4 センターに属すべき専門職員は、学長が指名する。

(任期)

第 5 条 センター長及び第 8 条第 2 項に掲げる委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

(センター長の職務)

第 6 条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長に事故あるときは、あらかじめセンター長が指名した者がその職務を代行する。

(会議)

第 7 条 センター会議は、センター長が招集し、その議長となる。

(就職進路委員会)

第8条 センター業務の推進及び学科におけるキャリア形成、就職活動支援を行うために、各学科に就職進路委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、教授会において承認された専任教員若干名の委員をもって構成する。

3 委員会に委員長を置き、委員の中からこれを互選する。

(庶務)

第9条 センターの庶務は、学生部学生課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(名寄市立大学就職進路委員会規程の廃止)

2 名寄市立大学就職進路委員会規程（平成19年9月5日）は、廃止する。

附 則（平成30年6月6日）

この規程は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。